

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る円滑な制度移行について

地方公共団体ごとに、組織規模、職員数、年齢構成などが大きく異なることを踏まえ、地方公務員の定年年齢の引上げに係る円滑な制度移行に向け、以下の事項について対策をとること。

- ・制度運用に必要な情報を早期かつ十分に提供すること。
- ・職員の規模や年齢構成のほか、行政ニーズも地方公共団体によって異なることから、地方の意見を聴く機会を設けるとともに、役職定年制をはじめ、制度に一定の柔軟性を持たせること。
- ・円滑に制度移行できるよう、地方に対する丁寧な説明と、必要な助言を行うこと。
- ・定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の円滑な運用について

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、令和3年度には期末手当の在職期間別支給割合が100%となる者が相当数に及ぶこと、また、フルタイムで任用された職員への退職手当の支給などにより、財政需要のさらなる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、下水道事業等の重点事業を含む全ての法非適用企業において地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することが必要との要請があったところである。その移行に当たっては、

地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

4 地域国際化の推進について

- (1) 平成31年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、新たな在留資格「特定技能」が創設され外国人の一層の増加が見込まれる。ますます重要となる多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

地方公共団体による外国人に対する相談体制の整備・拡充の取組に対し、継続的で十分な財政的支援を行うとともに、外国人受入環境整備交付金について、交付対象とする事業の範囲を拡充すること。

また、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、市町村の実情に応じた限度額区分を見直すこと。

帰国・外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入や多言語自動音声翻訳の更なる普及促進を図ること。また、地震、台風などの自然災害や、感染症、家畜伝染病といった分野では、多言語・やさしい日本語による関連情報の提供支援を行うこと。

特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を少数言語も含め迅速に多言語で発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進・拡充すること。

- (3) JICA海外協力隊は、日本国として、開発途上国の経済・社会の発展等の草の根レベルでの相互理解を増進し、ひいては世界平和にも大きく貢献するものである。官民間問わず多様な主体による持続可能な国際貢献の取組が求められている中、民間企業や地方公共団体の職員の国際協力への参加を後押しするものであることから、「JICA海外協力隊（民間連携）」、「現職参加制度」及び「現職教員特別参加制度」における現職参加促進費に加えて、更なる財政的支援の拡充を図ること。

- (4) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

- (5) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

- (6) 国際定期便・チャーター便の就航、国際ビジネス機の飛来及び外航クルーズ船の寄港など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の更なる整備・充実を図ること。